

佐世保市市民公益活動団体自立化支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 佐世保市市民公益活動団体自立化支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、佐世保市市民公益活動団体自立化支援基金を活用し、市民公益活動団体に対して、当該団体が行う事業に要する費用の一部を補助することにより、市民公益活動団体の活動活性化と自立化を促進し、本市の「市民協働によるまちづくり」の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「市民公益活動」とは、営利を目的とせず自主的に行う不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) 前3号のほか公益を害するおそれのある活動

(対象団体)

第4条 補助の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、市民公益活動を行う団体であって、次の各号に該当する団体とする。

- (1) 市内に主たる活動拠点を有する団体であること。
- (2) 市内に在住、在勤又は在学する者5名以上で構成する団体であること。
- (3) 当該団体において、会則又は規約等を定め、継続的な活動を行い、又はこれから行っていくことが明らかである団体であること。
- (4) イベント事業の実施を目的として設立された実行委員会その他の一過性

の団体でないこと。

(対象事業)

第5条 補助金の種別及び補助金の交付対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号に定めるところによる。

- (1) ファーストステップ補助金 新結成又は設立後概ね3年以内にある対象団体が行う事業
 - (2) スケールアップ補助金 設立後概ね1年以上経過した団体が行う新規事業又は事業の拡大
- 2 対象事業のうち、国又は地方公共団体から他の制度による補助等を受ける事業は補助対象外とする。

(補助金の額等)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の額は、次の各号に定めるところにより、予算の範囲内において市長が定める。ただし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- (1) ファーストステップ補助金 補助対象経費から当該事業に係る収入を差し引いたものの全額とし、10万円（ただし、備品購入費は2万5,000円）を限度額とする。
 - (2) スケールアップ補助金 補助対象経費から当該事業に係る収入を差し引いたものの2分の1以内とし、50万円（ただし、備品購入費は12万5,000円）を限度額とする。
- 3 補助金の交付は、1対象団体につき、次に掲げる回数を限度とし、年度内においては、重複して交付しない。
- (1) ファーストステップ補助金 1回
 - (2) スケールアップ補助金 3回（ただし、1年度1回限りとする。）
- 4 スケールアップ補助金の2回目以降の交付については、事業実施にあたり市民協働推進室と事業実施内容及び事業進捗について綿密な連携をとることを条件とする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助の対象としない。
- (1) 団体運営に関する経常的な経費
 - (2) 団体の構成員による会合等の飲食費
 - (3) 団体の構成員に対する人件費、謝礼等
 - (4) 他の団体への金銭的な補助を目的とする経費

(5) その他社会通念上適切と認められない経費

(交付申請)

第7条 市長は、補助金を交付する対象団体を公募するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする対象団体は、市長が定める期日までに佐世保市市民公益活動団体自立化支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 団体に関する調書（様式第2号）
- (2) 補助対象事業計画書（様式第3号）
- (3) 補助対象事業収支予算書（様式第4号）
- (4) 団体の会則、規約等の写し
- (5) 今年度事業計画書及び予算書（スケールアップ補助金のみ）
- (6) 昨年度事業報告書及び決算書（スケールアップ補助金のみ）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、補助金の交付を決定するにあたり、佐世保市市民協働推進委員会設置要綱（平成17年11月15日施行）で定める佐世保市市民協働推進委員会委員5人及び佐世保市職員2人で組織する審査会を設置し、当該審査会の意見を聴くものとする。

2 市長は、規則第4条の規定により、補助金を交付することを決定したときは、佐世保市市民公益活動団体自立化支援補助金交付決定通知書（様式第5号）により、補助金を交付しないことを決定したときは、佐世保市市民公益活動団体自立化支援補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、申請団体に通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する佐世保市市民公益活動団体自立化支援補助金交付決定の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の概算払)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、交付決定額の2分の1を上限に補助金を概算払により交付することができる。

(審査会及び事業報告会の公開)

第10条 市長は、審査会の議事のうち、申請団体が補助申請事業について行う説明、申請団体と審査委員との間で行う質疑応答及び事業報告会を公開で開催するものとする。

2 審査会の結果は、佐世保市ホームページへ掲載する等の方法により一般に対して広く公表するものとする。

(実績報告)

第11条 申請団体のうち、第8条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、補助対象事業が完了したとき、又は補助金の交付決定の属する年度が終了したときは、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内に佐世保市市民公益活動団体自立化支援補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第8号）
- (2) 補助対象事業収支決算書（様式第9号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 規則第12条に規定する補助金の確定については、佐世保市市民公益活動団体自立化支援補助金確定通知書（様式第10号）による。

(関係書類の整備)

第13条 補助団体は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、これを5年間保存しなければならない。

(調査等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の使途に関する調査を行い、又は前条の書類、帳簿等の提出を求めることができる。

(交付決定の取消し)

第15条 規則第15条第1項に規定する交付決定の取消しについては、佐世保市市民公益活動団体自立化支援補助金交付取消決定通知書（様式第11号）による。

(情報の開示)

第16条 市長は、補助団体の名称、補助金の額、対象事業の内容を佐世保市ホームページへ掲載する等の方法により一般に対して広く公表するものとする。

2 補助団体は、補助を受けた事業に関する事項について、情報公開に努める

とともに、前項の規定に準じて一般に対して広く公表するよう努めなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月29日から施行する。

別表

| 補助対象経費費目 | 経費の種類 |
|------------|--------------------------|
| 1 報償費 | 講師謝礼、調査・研究等の謝礼等 |
| 2 旅費 | 交通費（日常の活動に要するものを除く）、宿泊費等 |
| 3 需用費 | 消耗品費、燃料費、パンフレット等の印刷製本費等 |
| 4 役務費 | 対象事業の実施に係る通信運搬費、保険料等 |
| 5 委託料 | 事業実施に係る委託料等 |
| 6 使用料及び賃借料 | 会場使用料、機器物品の借上料等 |
| 7 備品購入費 | 事業実施に必要な不可欠な備品購入費 |
| 8 その他 | その他市長が認める経費 |